

別表1 (第1条の2第1項関係)

責任者	機 関	責任者の職	職務の範囲
契約責任者	本社	財務担当取締役	本社の所掌に属する契約及び契約の履行についての監督（以下本表において「契約等」という。）に関する事務。（ただし、規程第6条第1項第4号に基づき契約するものを除く。）
		取締役	本社の所掌に属する契約等（ただし、規程第6条第1項第4号に基づき契約するものに限る。）に関する事務のうち、担当する本部または部の所掌に属する契約等に関する事務。
	支社等	支社長又は東京事務所長	当該支社等の所掌に属する契約等に関する事務。
	事務所	事務所長	当該事務所の所掌に属する契約等に関する事務。
検査責任者	本社	本部長（西日本高速道路株式会社職制規程（平成17年規程第10号）第7条に定める本部長をいう。以下、同じ。）	本社の所掌に属する会社に対する契約の履行についての検査（以下本表において「検査」という。）に関する事務のうち、当該本部の所掌するものに係る検査に関する事務。
		部長（西日本高速道路株式会社職制規程第8条に定める部長をいう。以下、同じ。）	本社の所掌に属する検査に関する事務のうち、当該部（ただし、本部に属す部を除く。以下同じ。）の所掌するものに係る検査に関する事務。
	支社等	部長	当該支社の所掌に属する検査に関する事務のうち、当該部の所掌するものに係る検査に関する事務。
		東京事務所長	東京事務所の所掌に属する検査に関する事務。
	事務所	事務所長	当該事務所の所掌に属する検査に関する事務。

別表2（第1条の2第2項関係）

事務所に係る調達契約の種類		調達契約を締結する権限 (金額は契約制限価格)		
		種別	事務所の契約責任者	支社の契約責任者
工 事	土木工事等（但し造園工事を除く）	新設工事、改築工事及び特定更新等工事	5億円未満	5億円以上
		復旧工事及び維持改良工事	3億円未満	3億円以上
	施設工事及び造園工事	新設工事、改築工事、復旧工事、維持改良工事及び特定更新等工事	3億円未満	3億円以上
		維持修繕作業	全て（右欄に該当するものを除く）	支社の契約責任者が必要と認めたもの
調査等		5,000万円未満	5,000万円以上	
維持管理役務		全て（右欄に該当するものを除く）	支社の契約責任者が必要と認めたもの	
単純役務		全て	—	
物品		政府調達協定基準額未満	政府調達協定基準額以上	
労働者派遣		全て	—	

別表3 (第2条第3項関係)

責任者	機 関	責任者の職	責任者代理者の職
契約責任者	本社	財務担当取締役	財務部長
		取締役	所管本部長（担当取締役が所管本部長を兼務している場合は部長）又は部長（本部に属さない部に限る。）
	支社等	支社長又は東京事務所長	副支社長（副支社長が2人以上おかれている支社にあっては事務担当副支社長）又は総務企画課長
	事務所	事務所長	副所長（副所長が2人以上おかれている事務所にあっては事務担当副所長、副所長がおかれていない事務所にあっては契約事務を担当する課長）
検査責任者	本社	本部長	所管部長（当該検査項目に係る事務を所掌する部長をいう。以下本表において同じ。）
		部長	所管課長（当該検査項目に係る事務を所掌する課長をいう。以下本表において同じ。）
	支社等	部長	所管課長（当該検査項目に係る事務を所掌する課長をいう。以下本表において同じ。）
		東京事務所長	所管課長（当該検査項目に係る事務を所掌する課長をいう。以下本表において同じ。）
	事務所	事務所長	副所長（副所長が2人以上置かれている事務所にあっては事務担当副所長（技術関係の検査については技術担当副所長）、副所長が置かれていない事務所にあっては契約事務を担当する課長（技術関係の検査については工務課長又は統括課長）

別表4 (第2条の2第3項関係)

機関	責任者代行の職	職務の範囲	
本社	財務部長	右欄各号に係る契約及び契約の履行についての監督に関する事務の代行（ただし、規程第6条第1項第4号に基づき契約するものを除く。）（契約責任者代行）	1 契約制限価格が200万円を超え1,000万円以下のもの 2 契約審査課の所掌に属する契約制限価格が200万円以下のもの
	所管本部長又は部長	右欄各号に係る契約及び契約の履行についての監督に関する事務の代行（ただし、規程第6条第1項第4号に基づき契約するものに限る。）（契約責任者代行）	
	所管部長	右欄各号に係る契約の履行についての検査に関する事務の代行（検査責任者代行）	
	契約審査課長	右欄各号に係る契約及び契約の履行についての監督に関する事務の代行（ただし、規程第6条第1項第4号に基づき契約するもの及び契約審査課の所掌に属するものを除く。）（契約責任者代行）	契約制限価格が200万円以下のもの
	所管課長	右欄各号に係る契約及び契約の履行についての監督に関する事務の代行（ただし、規程第6条第1項第4号に基づき契約するものに限る。）（契約責任者代行）	
右欄各号に係る契約の履行についての検査に関する事務の代行（検査責任者代行）			

機関	責任者代行の職	職務の範囲	
支社	総務企画部長	右欄各号に係る契約及び契約の履行についての監督に関する事務の代行（契約責任者代行）	1 契約制限価格が200万円を超え1,000万円以下のもの 2 経理課の所掌に属する契約制限価格が200万円以下のもの
	経理課長	右欄各号に係る契約及び契約の履行についての監督に関する事務の代行（ただし、経理課の所掌に属するものを除く）（契約責任者代行）	契約制限価格が200万円以下のもの
	所管課長	右欄各号に係る契約の履行についての検査に関する事務の代行（検査責任者代行）	
東京事務所	総務企画課長	右欄各号に係る契約及び契約の履行についての監督に関する事務の代行（ただし、総務企画課の所掌に属するものを除く。）（契約責任者代行）	契約制限価格が200万円以下のもの
	所管課長	右欄各号に係る契約の履行についての検査に関する事務の代行（検査責任者代行）	
事務所	契約事務を担当する副所長	右欄各号に係る契約及び契約の履行についての監督に関する事務の代行（契約責任者代行）	契約制限価格が200万円以下のもの
	所管副所長	右欄各号に係る契約の履行についての検査に関する事務の代行（検査責任者代行）	